

V ネットサービス契約約款

令和6年1月1日

KDDI 株式会社

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第2章 本サービスの提供区間等	6
第4条 本サービスの提供区間	6
第3章 本サービス契約	7
第5条 本サービス契約の単位	7
第6条 本サービス契約の申込の方法	7
第7条 本サービスの申込の承諾	7
第8条 利用限度額	8
第9条 本サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止	8
第10条 本サービス契約者が行う本サービス契約の解除	8
第11条 破産等による本サービス契約の解除	8
第12条 当社が行う本サービス契約の解除	9
第13条 本サービス契約の終了	9
第14条 その他の提供条件	9
第4章 付加機能	10
第15条 付加機能の提供	10
第16条 付加機能の接続休止	10
第17条 付加機能の廃止	10
第5章 利用中止等	11
第18条 本サービスの利用中止	11
第19条 本サービスの利用停止	11
第20条 本サービスの接続休止	12
第6章 通信	13
第1節 通信の区別等	13
第21条 通信の区別等	13
第2節 通話利用の制限等	13
第22条 通話利用の制限等	13
第23条 通信時間等の制限	13
第3節 当社又は協定事業者の契約約款等による制約	14
第24条 当社又は協定事業者の契約約款等による制約	14
第4節 通話時間の測定等	14
第25条 通話時間の測定等	14
第7章 料金等	15
第1節 料金及び工事に関する費用	15
第26条 料金等	15
第2節 料金等の支払義務	15

第 27 条 定額利用料の支払義務	15
第 28 条 通話料金の支払義務	17
第 29 条 工事に関する費用の支払義務	17
第 3 節 料金の計算方法等	18
第 30 条 料金の計算方法等	18
第 4 節 割増金及び延滞利息	18
第 31 条 割増金	18
第 32 条 延滞利息	18
第 8 章 保守	19
第 33 条 修理又は復旧の順位	19
第 9 章 損害賠償	20
第 34 条 責任の制限	20
第 35 条 免責	20
第 10 章 附帯サービス	20
第 36 条 附帯サービス	20
第 11 章 雑則	21
第 37 条 承諾の限界	21
第 38 条 利用に係る本サービス契約者の義務	21
第 39 条 本サービス契約者からの通知	22
第 40 条 本サービス契約者の氏名等の通知	22
第 41 条 特定事業者からの通知	22
第 42 条 本サービス契約者に係る情報の利用	22
第 43 条 提供条件書	23
第 44 条 法令に関する規定	23
第 45 条 閲覧	23
別記	24
料金表	26
別表 1 本サービスの機能	35
別表 2 当社が別に定める電気通信回線（番号変換連携サービスに係るもの）	36

相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。)第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(事業法第 33 条第 9 項若しくは同条第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定を含みます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
契約者回線	相互接続点から本サービス網のサービス制御装置までの間に設定される電気通信回線
アクセスポイント	本サービス網と当社の他の電気通信サービスとの接続点
ユーザーグループ	別表 1 本サービスの機能に定めるオンネットコール機能を利用して相互に通話の発信が可能な 2 以上の特定電気通信回線による回線群
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
本サービス契約	本契約約款に基づき、当社から本サービスの提供を受けるために当社と本サービス契約者の間で締結する契約
本サービス契約者	当社と本サービス契約を締結している者
本サービス代表者	ユーザーグループに係る本サービス契約の申込みをした者を代表する者
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
特定事業者	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
特定電気通信回線	特定事業者の契約約款に基づき提供する所定の電気通信回線
他社接続通話	相互接続点を介して本サービス網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通話
拠点番号	通常のダイヤル方法における接続先の電話番号等に代わる短桁の番号(当社が別に定める基準に適合するものに限ります。)であって、あらかじめ当社のサービス制御装置に登録されているもの
内線番号	通常のダイヤル方法における接続先の電話番号等に代わる短桁の番号(当社が別に定める基準に適合するものに限ります。)であって、あらかじめ自営端末設備に登録されているもの
料金月	1 の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
番号規則	電気通信番号規則(令和元年総務省令第 4 号)
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 本サービスの提供区間等

第4条 本サービスの提供区間

当社の本サービスは 別記1に定める提供区間において提供します。

第3章 本サービス契約

第5条 本サービス契約の単位

当社は、1の拠点番号ごとに1の本サービス契約を締結します。この場合において、本サービス契約者は、1の本サービス契約につき1人に限ります。

第6条 本サービス契約の申込の方法

本サービス契約の申込をするときは、契約事務を行う本サービス取扱所に対し、当社所定の申込及びその申込内容を確認するために当社が別に定める事項の提出をしていただきます。

第7条 本サービスの申込の承諾

当社は、本サービス契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は前項に定める承諾をしたときは、1の本サービス契約ごとに1の拠点番号を本サービス契約者にお知らせします。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備に余裕がないときは、その申込の承諾を延期することがあります。
- 4 当社は、前三項の規定にかかわらず、次の場合には、その本サービス契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービス契約の申込をした者（以下「本サービス申込者」といいます。）が特定電気通信回線に係る契約を有していないとき。
 - (2) 本サービス申込者が法人、又は法人に相当するものと当社が認めるものではないとき。
 - (3) 本サービス申込者が日本国に登録されている法人でない、又は日本国に登録されている法人であっても法人としての活動実態が乏しいと当社が判断したとき。
 - (4) 申込のあった本サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (5) 本サービス申込者が本サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (6) 本サービス申込者が当社の提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (7) 本サービス申込者がその申込にあたり虚偽の申告をしたとき、又はその申込の内容を確認するために当社が別に定める事項の提出を行わないとき。
 - (8) その特定電気通信回線と本サービス網との相互接続に関し、その特定電気通信回線に係る特定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (9) 本契約約款の規定に反し、又は反することとなる恐れがあるとき。
 - (10) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 5 当社は、前四項の規定にかかわらず、次の場合には、その本サービス契約の申込を承諾しません。
 - (1) その申込みに係る特定電気通信回線が特定事業者の総合デジタル通信サービスに係る特定電気通信回線その他当社が別に定める特定電気通信回線に該当するとき。

- (2) その申込みに係るユーザーグループの拠点番号の数が当社が別に定める数を超えるとき。
- (3) その申込みに係る本サービス代表者の承認が得られないとき
- (4) 本サービス申込者の特定電気通信回線において、当社が別に定める電話サービス等契約約款の料金表 第3 付加機能利用料 2 料金額 (10) S ネットサービスに係るものに定めるS ネットサービスの提供を受けているとき。

第8条 利用限度額

当社は、本サービス契約者が当社に支払うべき本サービスの料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。また、通話料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話料金の額に対して定まる割引率を乗じて得た額を割り引く取扱いを行っている場合は、その割り引く取扱い前の金額とします。）について、次のいずれかに該当する場合は、限度額（以下本条において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。

- (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
- (2) 本サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者
- 2 前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社は本サービス契約者にその利用限度額を通知します。この場合、本サービス契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 3 利用限度額は、当社が定める額とし、税抜額 50,000 円(税込額 55,000 円)とします。
- 4 当社は、第1項に定める本サービスの料金の累積額が利用限度額を超えたときは、本サービス契約者に本サービスの提供を行わないことがあります。
- 5 本サービス契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第28条 通話料金の支払義務第1項の規定の適用を免れるものではありません。
- 6 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは本サービス契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

第9条 本サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止

本サービス契約者が本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第10条 本サービス契約者が行う本サービス契約の解除

本サービス契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社に所定の方法で通知していただきます。

- 2 当社は、本サービス契約に係る特定電気通信回線について、第39条 本サービス契約者からの通知に規定する異動があったことを当社が知った場合は、本サービス契約者からその本サービス契約を解除する通知があったものとして取扱います。

第11条 破産等による本サービス契約の解除

当社は、本サービス契約者について、破産法(平成16年法律第75号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申立てその

他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその本サービス契約を解除することがあります。

第12条 当社が行う本サービス契約の解除

当社は、第19条 本サービスの利用停止 第1項各号の規定により本サービスの利用停止をされた本サービス契約者がなおその事実を解消しない場合は、本サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、本サービス契約者が第19条 本サービスの利用停止 第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本サービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定により、その本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを本サービス契約者に通知します。

第13条 本サービス契約の終了

当社は、本サービス契約に係る契約者回線について、最終利用日から連続する12料金月（料金表 第1通則に規定する料金月をいいます。以下同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、当該本サービス契約に基づく通話が行われなかったとき、その本サービス契約は終了したものととして取扱う場合があります。

第14条 その他の提供条件

本サービス契約にかかるその他の提供条件については、別記並びに別に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

第4章 付加機能

第15条 付加機能の提供

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表 第3 付加機能利用料に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した本サービス契約者が、料金表 第3 付加機能利用料に定める付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表 第3 付加機能利用料に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第16条 付加機能の接続休止

当社は、付加機能を提供している本サービスの接続休止（第20条 本サービスの接続休止第1項の接続休止をいいます。）があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

- 2 当社は、前項の規定により付加機能の接続休止をするときは、第20条 本サービスの接続休止 第2項の規定に準じて取り扱います。

第17条 付加機能の廃止

本サービス契約者は、付加機能を廃止しようとするときは、あらかじめ、そのことを当社に通知していただきます。

- 2 当社は、本サービス契約者がその本サービス契約を解除し、又は解除されたとき、あるいは、その特定電気通信回線の移転に伴い、その電話番号等が変更になったとき、本サービス契約者から当該本サービス契約に係る付加機能を廃止する通知があったものとして取扱います。
- 3 前項の規定にかかわらず、第39条 本サービス契約者からの通知の規定により本サービス契約が解除されることによって付加機能が廃止されることとなる場合には、あらかじめ、そのことを契約事務を行う本サービス取扱所に通知していただきます。
- 4 当社は付加機能が廃止されたにもかかわらず、前項に規定する通知がなされないときは、付加機能の廃止がないものとみなして付加機能に係る通話を取り扱うことがあります。この場合において、その通話料金の支払義務については、付加機能の規定によるものとします。
- 5 最終利用日から連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、本サービス契約に基づく通話が行われなかったとき、当社は、その付加機能の提供を終了する場合があります。

第5章 利用中止等

第18条 本サービスの利用中止

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定電気通信回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第22条 通話利用の制限等の規定により、通話利用を中止するとき。
 - (4) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、第8条 利用限度額 第6項に基づき、当社は、本サービス契約者本人であることを確認できるまでその本サービス契約に係る契約者回線に係る本サービス等の利用を中止することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定により本サービス等の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを本サービス契約者にお知らせ（個別の通知又は当社所定のWEBサイトに掲示する等の方法により行います。）します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、第2項により本サービス等の利用中止をした場合、本サービス契約者本人であることを確認したときは、その本サービス契約に係る特定電気通信回線に係る本サービス等の利用中止を解除します。その場合、あらかじめ、解除をする日を本サービス契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第19条 本サービスの利用停止

当社は、本サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（その本サービスに係る料金その他の債務（本契約約款の規定により、支払いを要することとなった本サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（当社の契約約款及び料金表の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金（当社が本サービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限りません。）を含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を第7章 料金等 第2節 料金等の支払義務各条の規定に基づきその請求を行った当社又は特定事業者を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は特定事業者を支払われるまでの間）、その本サービス契約者に係る本サービス等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき、又は特定事業者が請求したものについてはその特定事業者が定める支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を特定事業者から受けたとき。
- (2) 第38条 利用に係る本サービス契約者の義務の規定に違反したとき。
- (3) 本サービス契約者が、契約の申込みその他の場合において、その契約者の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に関し事実と異なる申出を行い、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

- (4) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービス等の利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を本サービス契約者に通知します。
- ただし、前項第2号により、本サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条 本サービスの接続休止

- 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、本サービス契約者が他社接続通話を全く利用することができなくなったときは、本サービスの接続休止（当社の本サービスを利用して行う通話と他社接続通話との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）とします。
- ただし、その本サービスについて、本サービス契約者から本サービスの利用の一時中断又は本サービス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
- 2 前項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その本サービスに係る本サービス契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを本サービス契約者に通知します。
- 3 当社は、本サービス等の接続休止を行ったときは、関係の当社 HP などに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第6章 通信

第1節 通信の区別等

第21条 通信の区別等

音声通信の区別は、次のとおりとします。

区 別	内 容
自動音声通話	請求者のダイヤル操作等により、自動的に対話者に接続される通話

第2節 通話利用の制限等

第22条 通話利用の制限等

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする自動通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする自動通話を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線であって、当社がそれらの機関との協議により定め たもの以外のものによる自動通話の利用を中止する措置（特定の地域への通話を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記6に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第56条第1号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

第23条 通信時間等の制限

前条の規定による場合のほか、当社は、自動通話が著しくふくそうするときは、通話時間又は特定の地域への自動通話の利用を制限することがあります。

第3節 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

第24条 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

本サービス契約者は、当社又は協定事業者の契約約款等の定めるところにより、当社又は協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合においては、本サービスを使用して通話を行うことはできません。

第4節 通話時間の測定等

第25条 通話時間の測定等

通話時間及び情報量の測定等については、料金表 第2 通話料金に定めるところによります。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第26条 料金等

当社が提供する本サービスに係る料金は、料金表に定めるところによります。

- 2 当社が提供する本サービスに係る工事に関する費用は、工事費（料金表 第4 工事費に定める工事費をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります

第2節 料金等の支払義務

第27条 定額利用料の支払義務

本サービス契約者は、その本サービス契約に基づいて当社が提供する本サービスの態様に応じて、料金表に定める期間において、定額利用料（料金表 第3 付加機能利用料に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

- 2 本サービスの利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。
 - (1) 本サービスの利用停止があったときは、本サービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、本サービス契約者は、次の場合を除いて、本サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 本サービス契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（本サービスに係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄から3欄までに該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、その本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
3 本サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

- 3 第1項の期間において、他社接続通話を行うことができないため、本サービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。
- (1) 特定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は特定事業者との契約の解除その他特定電気通信回線に係る契約者に帰する理由により、他社接続通話を行うことができなくなった場合であっても、本サービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、本サービス契約者は、次の場合を除いて、他社接続通話を行うことができないため、本サービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 本サービス契約者の責めによらない理由により、他社接続通話等を全く行うことができない状態(その特定電気通信回線による全ての他社接続通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じたため、本サービスを全く利用できなくなった場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 他社接続通話に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通話を行うことができない状態が生じたため、当社の本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第28条 通話料金の支払義務

本サービス契約者は、次の通話について、第25条 通話時間の測定等の規定により当社が測定した通話時間と料金表 第2 通話料金の規定とに基づいて算定した通話料金の支払いをその通話を発信した特定電気通信回線に係る本サービス契約者に要します。

- 2 本サービス契約者は、その特定電気通信回線により本サービス契約者以外の者が行った本サービスの通話に係る通話料金についても、当社に対し責任を負わなければなりません。
- 3 本サービス契約者は、通話料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表 第2 通話料金に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、本サービス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第29条 工事に関する費用の支払義務

本サービス契約者は、工事に関する費用を要する申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費若しくは附帯サービスに関する料金等の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその本サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事に関する費が支払われているときは、当社は、その工事に関する費用を返還します。

- 2 本サービス契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

第30条 料金の計算方法等

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表 第1 通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

第31条 割増金

本サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第32条 延滞利息

本サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第33条 修理又は復旧の順位

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第22条 通話利用の制限等の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 新聞社等の機関に提供されるもの 金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

第34条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（当該本サービス契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該本サービス契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
 - (1) 定額利用料
 - (2) 通話料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6 料金月の1 日当たりの平均通話料金（前6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前二項の規定は適用しません。
- 4 本条第2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表 第1 通則の規定に準じて取り扱いますが、その算定した料金額に1 円未満の端数が生じた場合は、料金表 第1 通則の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

第35条 免責

当社は、本サービスの提供にあたって、当社の責めに帰すべき理由により、本サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合、その本サービスに係る1 料金月の定額利用料を上限として賠償します。ただし、予めその工事の内容について本サービス契約者から承諾を得ている場合は、この限りではありません。

- 2 当社は、本契約約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第10章 附帯サービス

第36条 附帯サービス

本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

第11章 雑則

第37条 承諾の限界

当社は、本サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした本サービス契約者にお知らせします。ただし、本契約約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第38条 利用に係る本サービス契約者の義務

本サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) 当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (6) 自営端末設備又は自営電気通信設備において、音声通信品質を損なうおそれがある設定の変更等の行為を行わないこと。
 - (7) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。
 - (8) 当社が別に定めるところにより行う本サービス契約者に係る住所又は居所の確認に応じること。
 - (9) 本サービス契約者は、本サービスの全部又は一部を本サービス契約者以外の者に使用させる場合は、本契約約款に規定される本サービス契約者の義務と同等の義務をその本サービス契約者以外の者にも負わせること。
 - (10) 本サービス契約者は、本サービスの全部又は一部を本サービス契約者以外の者に使用させる場合は、その本サービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- 2 本サービス契約者は、前項の規定に違反してその当社の回線接続装置を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第39条 本サービス契約者からの通知

本サービス契約者は、利用する特定電気通信回線について、当社が次に定める異動又は特定事業者の定める契約約款等の規定による異動があったときは、その内容について、すみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) 特定電気通信回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
- (2) 特定電気通信回線に係る契約の解除
- (3) 電話利用権又は電話加入権等の譲渡
- (4) 特定電気通信回線に係る電話番号等の変更
- (5) 特定電気通信回線に係る利用休止

第40条 本サービス契約者の氏名等の通知

当社は、特定事業者から要請があったときは、本サービス契約者（その協定事業者と本サービス等を利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその特定事業者に通知することがあります。

第41条 特定事業者からの通知

本サービス契約者（本サービス契約の申込者を含みます。以下この条において同じとします。）は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又は本サービス契約者と特定事業者との間の契約に関する情報について、必要があるときは、協定事業者から必要な本サービス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第42条 本サービス契約者に係る情報の利用

当社は、本サービス契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は特定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款又は特定事業者の約款（料金表を含みます。）の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

- 2 前項において、業務の遂行上必要な範囲での利用には、本サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

第43条 提供条件書

当社は、本契約約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、本サービス及び附帯サービスを提供します。

第44条 法令に関する規定

本サービス等の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第45条 閲覧

本契約約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

別記

1 本サービスの提供区間

(1) 当社の本サービスは下記の区間において提供します。

本サービス	(1) 相互接続点相互間(1の相互接続点に終始する場合を含みません。) (2) 相互接続点とアクセスポイントの間
-------	---

2 本サービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により本サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 本サービス契約者の氏名等の変更

- (1) 本サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに、契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 当社が本契約約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 当社の維持責任

- (2) 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

5 通話明細書等の送付

- (1) 当社は、本サービス契約者から請求があったときは、その本サービス契約者に係る本サービスの通話明細書又は支払証明書を発行します。
- (2) 通話明細書には、次の種類があります。
ア イ以外のもの
イ 当社が別に定める区域内通話の料金明細を記録しているもの
- (3) 本サービス契約者は、(2)のイに規定する通話明細書の送付の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第5 通話明細書の送付手数料に係るものに規定する手数料及び当社が別に定めるところにより、郵送料等(実費)の支払いを要します。
- (4) 本サービス契約者は、支払証明書の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第6 支払証明書の発行手数料に規定する発行手数料の支払いを要します。

6 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料金表

第1 通則

1 他社接続通話と接続して行う通話に係る通話料金の設定等

- (1) 他社接続通話と接続して行う本サービスの通話に係る料金額は、当社の電気通信サービスの提供区間と協定事業者の電気通信サービスの提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

2 料金の計算方法

- (1) 第27条 定額利用料の支払義務の規定により付加機能使用料の支払いを要することとする期間はその本契約契約に基づいて当社が付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日）とします。
- (2) 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、通話料金は、料金月に従って計算します。
- (3) 当社が必要と認めるときは、通話料金について、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算することがあります。
- (4) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、その料金月の起算日を変更することがあります。
- (5) 当社は、月額料金、通話料金については、料金月等に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- (6) 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ本サービス契約者の承諾を得て、(2)の規定にかかわらず、通話料金を2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- (7) 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外の料金	本契約約款に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 8の但書きに定める料金	本契約約款に定める額により行います。

3 月額料金の日割り

- (1) 当社は、次の場合には、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。
 - ア 料金月の初日以外の日付加機能の提供の開始があったとき。
 - イ 料金月の初日以外の日付加機能の廃止があったとき。
 - ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日付月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - エ 第27条 定額利用料の支払義務 第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - オ 料金月の初日に付加機能の提供を開始し、その日にその付加機能の廃止があったとき。
 - カ 起算日の変更があったとき。

- (2) 前項の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第 27 条 定額利用料の支払義務 第 2 項第 2 号の表の 1 欄又は同条第 3 項第 2 号の表に規定する月額料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。

4 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、本契約約款に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

5 料金等の支払い

- (1) 本サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- (2) 料金及び工事に関する費用は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

6 少額料金の翌月払い

- (1) 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が当社が別に定める額に満たない場合は、当社が別に定める場合に該当するときを除いて、その月に請求すべき料金を翌月又は翌々月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

7 料金の一括後払い

- (1) 当社は、6 の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、本サービス契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

8 消費税相当額の加算

- (1) 本契約約款の規定により料金の支払いを要するものとされている額は、本契約約款に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。
- (2) 本項により計算された支払いを要する額は、本契約約款に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

9 料金等の請求

- (1) 本サービスに係る料金その他の債務の請求については、本契約約款、当社の「『請求統合』に係る取扱規約」、「WEB de 請求書ご利用規約」又は「『KDDI まとめて請求』に係る取り扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第2 通話料金

1 適用

(1) 通話料金の適用については、第28条 通話料金の支払義務の規定のほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 本サービスに係る通話時間の測定	<p>ア 通話時間は、双方の特定電気通信回線等その他の電気通信回線を接続して通話をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けて、その通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（特定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通話時間に含まれません。</p> <p>（ア）回線の故障等通話の請求者又は対話者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間</p> <p>（イ）回線の故障等通話の請求者又は対話者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、料金表 第2 通話料金に規定する秒数に満たない端数の通話時間</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通話時間の調整は行いません。</p> <p>（ア）地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで通話が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通話ができなかったとき。</p> <p>（イ）特定電気通信回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その特定電気通信回線等に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、通話が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその通話ができなかったとき。</p> <p>エ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、通話に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を本サービス取扱所に申告いただきます。</p> <p>オ 当社は、エの規定により通話の中断等の申告を受けた場合、その通話の通話時間を、イ及びウの規定に従って調整します。</p> <p>カ エに規定する中断等の場合において、通話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その通話に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じるものとします。</p>
(2) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通話料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料金が最低となる</p>

	<p>値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が次に定める方法により算出した1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の通話料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通話料金のうち低いものの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
(3) 通話に関する料金の減免	<p>ア 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う本サービス取扱所に設置されている電気通信設備又は特定事業者が必要により設置する電気通信設備であつて、当社が指定したものへの通話は第28条 通話料金の支払義務 第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>

2 料金額

(1) 通話料金

ア 特定電気通信回線に着信する通話に係るもの

単 位	料金額 (税抜価額 (税込価格))
3分までごとに	8.5円 (9.35円)

イ 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第1号に規定する電気通信番号に係る電気通信回線（特定電気通信回線を除きます。）に着信する通話に係るもの

単 位	料金額 (税抜価額 (税込価格))
3分までごとに	8.5円 (9.35円)

ウ 当社が別に定める当社の電気通信サービスに係る電気通信回線に着信する通話に係るもの

単 位	料金額 (税抜価額 (税込価格))
3分までごとに	8円 (8.8円)

第3 付加機能利用料

1 適用

(1) 付加機能利用料の適用については、第 27 条 定額利用料の支払義務 及び 第 28 条 通話料金の支払義務の規定によるほか、次のとおりとします。

2 料金額

区 分		契約単位	料 金 額
ア 番号 情報 送 出 サ ー ビ ス I	本サービスの利用の請求をした本サービス契約者に係る契約者回線から拠点番号及び内線番号（以下「拠点番号等」といいます。）をダイヤルして行われる通話が特定電気通信回線に着信した場合に、その拠点番号等又は内線番号の情報を、その特定電気通信回線に接続される端末設備に送出するもの（商品名：付加番号ダイヤルイン）	1拠点番号ごと	月額 税抜価格 1,000円 （税込価格 1,100円）
	備考	(ア) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
イ 番号 情報 送 出 サ ー ビ ス II	本サービスの利用の請求をした本サービス契約者に係る契約者回線から拠点番号等をダイヤルして行われる通話が別表2 当社が別に定める電気通信回線（番号変換連携サービスに係るもの）に着信した場合に、その拠点番号等の情報を、その電気通信回線に接続される端末設備に送出するもの（商品名：BCD網連携機能）	1拠点番号ごと	月額 税抜価格 1,000円 （税込価格 1,100円）
	備考	(ア) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
ウ 番号 情報 送 出 サ ー ビ ス III	本サービスの利用の請求をした本サービス契約者に係る契約者回線から拠点番号等をダイヤルして行われる通話が特定事業者の総合デジタル通信サービスに係る特定電気通信回線等に着信した場合に、その拠点番号等又は内線番号の情報を、その特定電気通信回線等に接続される端末設備に送出するもの（商品名：ISDNサブアドレス着信機能）	1拠点番号ごと	月額 税抜価格 1,000円 （税込価格 1,100円）
	備考	(ア) 本サービスは、その通話が特定事業者の総合デジタル通信サービスに係る特定電気通信回線から発信されたときに限り提供します。 (イ) 本サービスと番号情報送出手サービス I を同時に利用する場合は、本サービスに係る月額料金の支払いを要しません。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

第4 工事費

1 適用

(2) 本サービス契約に係る工事費の適用については、第 29 条 工事に関する費用の支払義務の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
ア 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる、別表1 本サービスの機能に規定する本サービスの機能又は料金表 第3 付加機能利用料に規定する付加機能ごとに適用します。
イ 同一の拠点番号について同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	1の本サービス契約者からの申込み又は請求により、同一の拠点番号について同時に2以上の工事を施工する場合は、1の本サービスの機能又は1の付加機能ごとに適用されるそれぞれの工事費のうち、1の工事の工事費（工事費の額が異なるときは、最高額のものとしします。）を適用します。 ただし、その申込みが1の拠点番号に対して複数の特定電気通信回線を登録するものであった場合は、その特定電気通信回線ごとに2工事費の額 ア 拠点番号の登録に定める工事費が適用となります。
ウ 接続休止があった本サービス又は付加機能を再開する場合の工事費の適用	接続休止があった本サービス又は付加機能を再開する場合は、2 工事費の額の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。
エ 初回工事の場合の工事費の適用	本サービスの申込みと同時にユーザーグループを新たに作成した場合は、その申込に係る拠点番号について、2 工事費の額 ウ 内線番号の登録料（料金表 第3 付加機能利用料 ア 番号情報送サービスⅠ及び番号情報送サービスⅡに係るものに限り。）及びエ 内線番号の登録料（料金表第3 付加機能利用料 イ 番号情報送サービスⅢに係るものに限り。）に規定する工事費の支払を要しません。
オ 複数のユーザーグループ間を跨って拠点番号の異動をする場合の工事費の適用	複数のユーザーグループ間を跨って拠点番号の異動をする場合は、その申込に係る拠点番号（オンネットコールに係るものに限り。）において現に料金表 第3 付加機能利用料 ア 番号情報送サービスⅠ又は番号情報送サービスⅡの適用があるときに限り、2 工事費の額 ア 拠点番号の登録（別表1のオンネットコール機能に係る者に限り。）及びエ 内線番号の登録（料金表第3 付加機能利用料 イ 番号情報送サービスⅢに係るものに限り。）に規定する工事費の支払いを要しません。

<p>カ 着信番号の変更をする場合の工事費の適用</p>	<p>拠点番号に紐づく電話番号の変更申込みを行った場合の工事費は以下の通り適用します。</p> <p>(1) 料金表 第3 付加機能利用料 ア 番号情報送出サービスⅠ若しくは番号情報送出サービスⅡの適用がある拠点番号に対する変更のとき 2 工事費の額 ウ 内線番号の登録料（料金表 第3 付加機能利用料 ア 番号情報送出サービスⅠ及び番号情報送出サービスⅡに係るものに限ります。）及びエ 内線番号の登録料（料金表第3 付加機能利用料 イ 番号情報送出サービスⅢに係るものに限ります。）に規定する工事費の支払を要しません。</p> <p>(2) オンネットコール機能に係る拠点番号（(1)の場合を除きます。）に対する変更のとき 変更先の電話番号がすでにそのユーザーグループに登録されているときに限り、2 工事費の額 ア 拠点番号の登録（別表1のオンネットコール機能に係る者に限ります。）の支払いを要しません。</p> <p>(3) サブネットコール機能に係る拠点番号（(1)の場合を除きます。）に対する変更のとき 2 工事費の額 イ 拠点番号の登録（別表1のサブネットコール機能に係るものに限ります。）の支払を要しません。</p>
<p>キ ユーザーグループにおける拠点番号の最大桁数を変更する場合の工事費の適用</p>	<p>ユーザーグループにおける拠点番号の最大桁数を変更する場合は、その申込みに係る拠点番号（オンネットコールに係るものに限ります。）において現に料金表 第3 付加機能利用料 ア 番号情報送出サービスⅠ又は番号情報送出サービスⅡの適用があるときに限り、2 工事費の額 ア 拠点番号の登録（別表1のオンネットコール機能に係る者に限ります。）及びエ 内線番号の登録（料金表第3 付加機能利用料 イ 番号情報送出サービスⅢに係るものに限ります。）に規定する工事費の支払いを要しません。</p>

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
ア 拠点番号の登録（別表1のオンネットコール機能に係る者に限ります。）	1特定電気通信回線ごとに	200 円 (220 円)
イ 拠点番号の登録（別表1のサブネットコール機能に係るものに限ります。）	1拠点番号ごとに	100 円 (110 円)
ウ 内線番号の登録（料金表第3 付加機能利用料 ア 番号情報送出サービスⅠ及び番号情報送出サービスⅡに係るものに限ります。）	1拠点番号ごとに	200 円 (220 円)
エ 内線番号の登録（料金表第3 付加機能利用料 イ 番号情報送出サービスⅢに係るものに限ります。）	1拠点番号ごとに	100 円 (110 円)

第5 通話明細書の送付手数料に係るもの

区域内通話の数	1 通話明細書ごとに
	手数料の額 (税抜価格 (税込価格))
1 から 500 までのもの	100 円 (110 円)
501 から 2,500 までのもの	240 円 (264 円)
2,501 から 5,000 までのもの	710 円 (781 円)
5,000 を越えるもの	1,070 円 (1,177 円)

第6 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記 5 通話明細書等の送付の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書の発行 手数料の適用	本サービス契約者は、2 料金額の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。ただし、支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。
--------------------	--

2 料金額

区分	単位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行 1 回ごとに	400 円 (440 円)

別表1 本サービスの機能

	種類	提供条件
本サービス	<p>(1) オンネットコール機能 契約者回線に係る特定電気通信回線から拠点番号のダイヤルがあった場合に、当社のサービス制御装置により通常の電話番号等に変換し、その拠点番号に対応する特定の契約者回線に接続する機能</p> <p>(2) サブネットコール機能 契約者回線に係る特定電気通信回線から拠点番号のダイヤルがあった場合に、当社のサービス制御装置により通常の電話番号等に変換し、その電話番号に対応する特定の電気通信回線（契約者回線に係るものを除きます）に接続する機能</p>	<p>(1) 本サービスに係る申込みをするときは、ユーザーグループを構成し、そのユーザーグループの本サービス代表者を指定するとともに、その申込みに係るユーザーグループを構成する特定電気通信回線のその申込みに係るユーザーグループに係る全ての拠点番号及びその申込みに係る特定電気通信回線ごとにその特定電気通信回線から発信する場合の最大ダイヤル桁数を指定し、当社に届け出ていただきます。</p> <p>(2) 本サービスに係る申込みがその申込みに係る特定電気通信回線を既存のユーザーグループに追加するものであるときは、所属するユーザーグループを指定するとともに、その申込みに係る特定電気通信回線に係る全ての拠点番号及びその申込みに係る特定電気通信回線ごとのその特定電気通信回線から発信する場合の最大ダイヤル桁数を指定し、当社に届け出ていただきます。</p> <p>(3) 本サービス契約者は、その特定電気通信回線について、所属するユーザーグループの変更、拠点番号の変更又はその特定電気通信回線に係る最大ダイヤル桁数の変更の請求をすることができます。</p> <p>(4) 当社は、所属するユーザーグループの変更の請求があったときは、第7条 本サービスの申込の承諾の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(5) 本サービス契約者は、本サービス代表者を変更するときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。</p> <p>(6) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、拠点番号を変更していただくことがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを本サービス契約者にお知らせします。</p>

別表2 当社が別に定める電気通信回線（番号変換連携サービスに係るもの）

電 気 通 信 回 線 の 名 称
特定装置接続回線（番号変換連携サービスの提供に係るものに限りませう。）
当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト接続回線（同契約約款に定める番号変換サービスの提供に係るものに限りませう。）
当社のイントラネットIP電話サービス契約約款に定めるイントラネットIP電話利用回線（同契約約款に定める番号変換サービスの提供に係るものに限りませう。）
当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI利用回線（同契約約款に定める番号変換サービスの提供に係るものに限りませう。）
当社のWebex Callingサービス契約約款に定める特定装置接続回線（同契約約款に定める番号変換連携サービスの提供に係るものに限りませう。）

附 則

(実施期日)

1 本契約約款は、令和6年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 本契約約款実施の際、現に、当社が別に定める電話サービス等契約約款に規定する第1種一般電話等契約（Vネットサービス（料金表通則 11（電話サービス等の区別）に定める種類がタイプⅡ（当社が別に定める当社が設置する端末設備に係るものに限ります。）に係るものに限ります。以下「旧第1種一般電話等契約」と言います。）は、本契約約款実施の日において本契約約款に定める本サービス契約に移行したのみなします。

3 本契約約款実施前に、当社の電話サービス等契約約款の規定により生じた料金その他の債務については、附則第2項の規定により、本契約約款実施の日において、本サービス契約が旧第1種一般電話等契約から引き継ぐものとし、その請求その他の取扱いについては、本契約約款の規定に準じて取扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

4 本契約約款実施前に、電話サービス等契約約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、附則第2項の規定により、本契約約款実施の日において、本サービス契約が旧第1種一般電話等契約から引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のおりとします。